

株券電子化に関する 「よくあるQ&A」



【デンシカ劇場】

2007年12月

日本証券業協会

証券決済制度改革推進センター（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局＊）

株券電子化コールセンター

TEL 03-3667-4500(平日9:00～17:00)

URL:<http://www.kessaicenter.com/>

＊懇談会は、わが国の証券決済制度改革推進の早期実現等を推進するため、1997年7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。

— よくあるQ&A目次 —

株券電子化について

① 株券電子化の概要

- (1) 「株券電子化(株券ペーパーレス化)」とはどういうことですか？ ……5
- (2) なぜ株券が電子化されるのですか？ ……5
- (3) いつ実施されるのですか？ ……6
- (4) 非上場会社の株券はどうなりますか？ ……6

② 株券電子化の手続き

- (1) 「お手持ちの株券が本人名義かどうか」は、どこをどう確認すればわかるのですか？ ……7
 - 1 :本人名義ですが、手続きが必要ですか？ ……7
 - 2 :本人名義になってないのですが、手続きはどうしたらいいのですか？ ……8
 - 3 :名義人が亡くなっていますが、どうすればいいですか？ ……8
 - 4 :単元未満株式を持っていますが、どうしたらいいですか？ ……8
 - 5 :端株を持っていますが、どうしたらいいですか？ ……9
 - 6 :株券の会社が存在しないのですが、どうしたらいいですか？ ……10
(合併・商号変更・消滅・上場廃止)
- (2) 株券を紛失しましたが、どうしたらいいですか？ ……10
- (3) 必ず、証券会社に株券を預けなければいけないのですか？ ……10
- (4) 株券を証券会社に保護預かりにしています。何か手続きが必要ですか？ ……10

③ 特別口座	
(1) 特別口座とは何ですか？	…11
-1 :「特別口座」に入っているかどうかは、どうやって確認するのですか？	…11
-2 :「特別口座」のままでも、配当金は支払われるのですか？ また、株主総会の招集通知は送られてくるのですか？	…11
-3 :「特別口座」の開設に伴い、株主に何か通知がありますか？	…11
-4 :株主であることを証明するにはどうするのですか？	…11
-5 :売却や譲渡はどうするのですか？	…11
④ 担保株式について	
(1) 銀行、信用金庫などから、株券を担保に融資を受けていますが、電子化後は どうなりますか？	…12
(2) 銀行、信用金庫等以外の貸金業者や事業会社から、株券を担保に融資を受 けていますが、電子化後はどうなりますか？	…12
⑤ 非居住者について	
(1) 海外居住中ですが、電子化の手続きが必要ですか？	…13
(2) 電子化前に海外駐在の予定ですが、電子化の手続きは必要ですか？	…13
(3) 電子化後(2009年1月以後)に帰国予定ですが、どのような対応が必要ですか？	…13
⑥ その他	
(1) 失念株主の救済措置はありますか？	…13
(2) 配当金の受取方法が変わるのですか？	…14
(3) 電子化後、株券は回収されるのですか？	…14
-1 :電子化後も株券を記念に持っておきたいのですが？	…14
(4) 「証券保管振替機構(ほふり)」に預けている株券は、電子化後に返してもらえ ますか？	…14
(5) 相対での取引は、電子化後もできますか？	…14

証券会社について

- (1) 取引口座を開設するための手数料がかかりますか？ ……15
- (2) 株券を預けるとき、手数料がかかりますか？ ……15
- (3) 株券を預けるとき、必要な書類は何ですか？ ……15
- (4) 株券を証券会社に預けたら、営業員から勧誘されますか？ ……15
- (5) お勧めの証券会社を教えてくださいか？ ……15
 - 1 : 近くの証券会社を教えてくださいか？ ……15
 - 2 : 近くに証券会社がありません。株券を預ける方法がありますか？ ……15
- (6) 株券を預けた証券会社が破綻したらどうなるのですか？ ……16
 - 1 : 証券会社が分別保管してなかったら、どうなるのですか？ ……16
- (7) 複数の証券会社に分けて、株券を預けてもいいのですか？ ……16
- (8) 「特定口座」とは何ですか？ ……16
- (9) 他の証券会社に株券を振り替えることはできますか？ ……16
- (10) 手元に保有する株券は、いつまで証券会社に預けることができますか？ ……16

「証券保管振替機構(ほふり)」について

- (1) 「証券保管振替機構(ほふり)」とは何ですか？ ……17
- (2) 「保管振替制度」とは何ですか？ ……17
- (3) 「証券保管振替機構(ほふり)」に株券を預けるとき、手数料がかかる
のですか？ ……17
- (4) 「証券保管振替機構(ほふり)」のシステムは大丈夫ですか？ ……17
- (5) 「証券保管振替機構(ほふり)」が破綻したらどうなるのですか？ ……18
- (6) 株券電子化後、「証券保管振替機構(ほふり)」はどうなるのですか？ ……18

<参考> 現行の制度と新振替制度

株券電子化について

①株券電子化の概要

(1)「株券電子化（株券ペーパーレス化）」とはどういうことですか？

上場会社の株券が、電子化実施後は無効(*1)となり、株主の権利(*2)が証券会社などの金融機関(*3)の取引口座(*4)で電子的に管理されることです。

現在、株式の譲渡・担保差入れは、株券の交付によって行われていますが、電子化後は、お手持ちの株券を交付しても、有効な株式の譲渡・担保差入れとは認められませんから、株券を使って株式を売却したりはできません。

また、例えば、他人名義の株券を保有したまま電子化実施日を迎えた場合、電子化実施以後には株券を呈示して名義変更手続きをすることもできないので、株券を保有している方は、株主総会の議決権の行使や配当金の請求もできないこととなります。

*1：要するに、法律上、株券は“無価値（ただの紙切れ）”になるということです。

なお、株券電子化に際して株券は、回収されません。（P14. ⑥－（3）を参照）

*2：株主の権利は、株主総会における議決権や利益配当を受取る権利、会社が解散したときの残余財産等の分配請求権などの株主としての資格に基づいて認められる権利のことです。

*3：法律上「口座管理機関」と言います。

*4：法律上「振替口座簿」と言います。

(2)なぜ株券が電子化されるのですか？

株式の管理や取引をより効率的かつ安全なものにするためです。

株式の管理の面では、株主にとっては手元で保管することなどによる盗難・紛失のリスクを削減できます。

また、株式の取引の面では、偽造株券を取得するリスクがなくなりますし、売買に伴う株券の受渡しや株式取得の都度の名義書換などの煩雑な手続きが大幅に軽減されます。

(参考)

上場会社にとっては、株券の発行に伴う印刷費用や株主への株券送付費用、印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換・株式移転等）に伴う株券の回収・交付のコスト等が削減できます。また、証券会社にとっては株券の保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減されるなど、安全性や利便性の向上、コストの削減効果が挙げられます。

(3) いつ実施されるのですか？

実務界としては、2009年（平成21年）1月実施に向けて準備を進めています。

実務界の進捗状況を踏まえて、株券電子化実施日を具体的に定める政令が公布されることとなりますが、この政令の公布時期は2008年（平成20年）秋頃の予定です。

(4) 非上場会社の株券はどうなりますか？

非上場会社の株券には、株券電子化制度は適用されませんので、既に発行されている株券は引き続き有効です。その場合の株式の譲渡は、株券の交付によって行うことができます。

なお、非上場会社で株券不発行会社の場合には、株主名簿の書換により、株式取得者が株主である会社や第三者に対して主張できることとなりますが、この書換は原則として株式の譲渡者（名義人）と株式取得者による共同請求によって行われます。

(参考)

①2006年（平成18年）5月1日施行の会社法により、同法施行後に設立された会社は原則として株券を発行しないものとし、株券の発行を定款で定めた場合に限り株券を発行することになりました。

②一般債、投資信託については、既に電子化（ペーパーレス）対応がされております。

E T F（上場投資信託）については、2008年（平成20年）1月の電子化が予定されています。

C B（新株予約権付社債）、R E I T（不動産投資信託）、優先出資証券については、株券電子化制度の実施と同時に行われます。なお、外国株券等については、株券電子化の対象外ですが、現在、証券保管振替機構（ほふり）において実施されている外国株券等の保管及び振替決済制度については、株券電子化後も引き続き利用できます。

② 株券電子化の手続き

(1) 「お手持ちの株券が本人名義かどうか」は、どこをどう確認すればわかるのですか？

お手持ちの株券の裏側に「株主名」、「登録年月日（名義書換日）」、「登録印証」の項目がありますので、「株主名」の欄を確認してください。

なお、会社法の施行（2006年（平成18年）5月1日以後）に伴い、株主名が記載されていない株券もある可能性があります。その場合には、株主名簿管理人（信託銀行等）にお問い合わせください。（※株主名簿管理人は、配当金等の通知書の差出人です。）

名義書換の手続きがされておらず、株主名簿に株主として記載されていない場合には、電子化実施日後は、株券電子化制度上の株主として取り扱われませんので、ご注意ください。

なお、株主総会招集通知や配当金の「支払通知書」が、ご本人の名前で届いており、支払いを受けているのであれば、当該ご本人の名義になっておりますので心配ありません。

－ 1：本人名義ですが、手続きが必要ですか？

株券電子化実施時に、発行会社が株主名簿に基づいて開設する※「特別口座」に記録され、株主の権利は保全されることとなります。株主としての権利（P 5.①－（1）（* 2）を参照）にも影響はありません。（※税制上の証券会社の特定口座とは、異なります。）

この「特別口座」は、発行会社が自動的に開設し、その内容は、発行会社から株主に通知される予定です。つまり、株券の保有者は何も手続きをする必要はありません。

なお、電子化実施後に、株式を売却する場合には、証券会社にご本人の取引口座を開設し「特別口座」からご本人が開設した証券会社の取引口座に所定の手続きにより残高を振り替える必要があります。（P 11. ③－（1）を参照）

（参考）

電子化実施日の2週間前の日から実施日の前日までの間は、電子化制度への移行に伴う振替口座への記録準備などの事務処理のため、証券保管振替機構（ほふり）や証券会社等に対して、株券の預託や預託株券の交付の請求をすることが法律で禁止されています。

他方、上場株式の証券取引所における売買取引に係る決済は、証券取引所規則により証券保管振替機構（ほふり）を通じた振替方式で行われていることになっておりますので、既に証券保管振替機構（ほふり）に株券が預託されていれば、売買への支障はありません。

なお、電子化実施後においても、「特別口座」に記録される株式については、その手続等が完了するまでの約3週間にわたって取引が停止されますので、電子化実施日前後にお

いて事実上、売買できない不便が生じることになります。

－ 2 : 本人名義になってないのですが、手続きはどうしたらいいのですか？

株主としての権利が保全されていない状態ですので早急に名義書換をする必要があります。

具体的な手続きについては、株主名簿管理人（信託銀行等）またはお取引の証券会社にお問い合わせください。

(参考)

ご本人の名義になっていない株券は、電子化実施時に株主名簿管理人（信託銀行等）が管理する株主名簿の名義が、直近の名義の方（いわゆる名義株主）になっていますので、その方の「特別口座」が開設されてしまいます。この場合、名義株主が株式を勝手に売却するなど、株主としての権利を失ってしまうおそれがあるほか、株主ご本人が権利を回復するために大変煩雑な手続きが必要になりますので、早急に名義書換を行ってください。

－ 3 : 名義人が亡くなっていますが、どうすればいいですか？

株式の相続又は名義人の相続人との間での名義書換の手続きが必要です。

具体的な手続きについては、株主名簿管理人（信託銀行等）またはお取引の証券会社にお問い合わせください。

－ 4 : 単元未満株式（※）を持っていますが、どうしたらいいですか？

株券が発行されず株主名簿に登録されている、いわゆる登録単元未満株式については、証券会社を通じて証券保管振替機構（ほふり）に預けることはできません。

登録単元未満株式については、電子化実施日以後、発行会社が開設する「特別口座」に登録して管理されることになります。

電子化実施前の単元未満株式の売却（買取請求）の手続きについては、株主名簿管理人（信託銀行等）にお問い合わせください。

なお、「特別口座」において、単元未満株式の買取請求をする場合には、証券会社の自己名義の口座に振り替える手続きなしで売却することが可能です。また、発行会社によっては、単元未満株式の売渡制度（買い増し）を採用している場合もありますので、単元未満株式の売渡請求をして「特別口座」において単元株式にすることも可能です。詳細については、株主名簿管理人（信託銀行等）にお問い合わせください。

(参考)

1. 電子化実施までに証券保管振替機構（ほふり）に預けてある単元未満株式については、電子化への手続きについては、特に必要ありません。
2. 株券をお手元に所持している場合の手続きは、まず、株券の名義がご本人であるかを確認してください。他人名義の場合、株主としての権利を失う可能性がありますので、早急に株主名簿管理人（信託銀行等）に名義書換の手続きをしてください。（P 8. ②-（1）- 2を参照）

(※) **単元未満株式とは**

単元株制度のもと、1単元（例えば、100株とか、1000株）の株式数に満たない整数倍の株式のことを言います。

なお、単元未満株式の所有形態は、大きく3つに分かれます。

- ① 株主名簿管理人（信託銀行等）に株主登録されている登録単元未満株式
- ② 証券保管振替機構（ほふり）に預託されている単元未満株式
- ③ 株券（本券）で保有されている単元未満株式

－ 5：端株（※）を持っていますが、どうしたらいいですか？

端株については、株券電子化制度では取り扱うことができないため、現に端株を発行している端株制度採用会社は、電子化実施日前に端株をなくす対応をとる必要があります。

端株をなくす方法については、①「端株の買取・買増請求の促進」や「定款変更による端株制度の廃止」などの端株主以外の株主に影響を与えない方法、②「株式分割と単元株制度を同時に採用する方法」等を行うことが想定されます。

端株の移行方法については、端株主の分布状況などにより会社ごとに採用する方法が違ってくものと考えられますので、詳細については、今後、発行会社から連絡があると思います。

(※) **端株とは**

株式の1株に満たない端数で、1株の100分の1又は定款で定める割合の整数倍にあたるものです。株主名簿とは別の端株原簿で別管理されています。2001年（平成13年）10月に施行された商法改正によって、単元株制度が導入されましたが、単元株制度を採用した会社は、端株制度を同時に採用することはできなくなりました。株式併合等により、1株未満の株式が発生した場合は、金銭をもって処理されます。

なお、2006年（平成18年）5月1日に施行された会社法においても、その施行前から端株制度を利用している発行会社については、経過措置として現在も端株が存続していますが、会社法改正に伴う社債等振替法の改正の関係では、前述のような経過措置が設けられていないため、株券電子化実施日までに端株をなくしておく必要があります。

－ 6 : 株券の会社が存在しないのですが、どうしたらいいですか？（合併・商号変更・消滅・上場廃止）

お取引の証券会社の窓口でご相談ください。

(2) 株券を紛失しましたが、どうしたらいいですか？

まず、株主名簿管理人（信託銀行等）に連絡して、当該株式の株主名簿上の名義人がご本人名義になっているかの確認をしてください。

紛失した株券についての具体的な手続きについては、株券失効制度がありますので、株主名簿管理人（信託銀行等）にお問い合わせください。

(参考)

株券失効制度の手続きは、以下のとおりです。

- ① 株券を喪失した者が、発行会社（株主名簿管理人）に対して、株券喪失登録簿への記載・記録を請求し、発行会社はそれに喪失登録をして一般に閲覧させるとともに、株主名簿上の株主と登録株式質権者に通知します。なお、当該株券が権利行使のために発行会社に提出された場合には、提出者に対しても喪失登録がされている旨を通知することとなります。
- ② 喪失登録されている株券の株式については、名義書換及び議決権行使等はできません。ただし、株主名簿上の株主が喪失登録をしている場合は議決権を行使できます。
- ③ 当該株券を所持している者は、喪失登録に対して登録の抹消の申請ができ、これがなされると、発行会社は喪失登録者に登録抹消の申請をした者の氏名（名称）及び住所並びにその株券の番号を通知し、2週間後に喪失登録を抹消します。
- ④ 喪失登録がされた株券は、登録された日の翌日から1年後に失効（無効となる）し、登録者には発行会社から株券が再発行されます。

(3) 必ず、証券会社に株券を預けなければいけないのですか？

株券を将来にわたり売却する予定がなければ、証券会社に預ける必要はありません。

(4) 株券を証券会社に保護預かりにしています。何か手続きが必要ですか？

証券保管振替機構（ほふり）に預託していない（預託することを株主が承諾していない）場合には、「特別口座」に株式が記録されることとなります。（P11. ③－(1)を参照）

なお、証券会社による「保護預かり株券」の預託の特例により、証券保管振替機構（ほふり）に預託する場合がありますので、詳しくはお取引の証券会社にお尋ねください。

③特別口座

(1)特別口座とは、何ですか？

株券の電子化に伴い、証券保管振替機構（ほふり）に預託していない株券の株主の権利を保全するために、発行会社の申出により信託銀行等の金融機関（株主名簿管理人が想定されています。）に開設される口座です。

この「特別口座」は、株式を売買するための取引口座ではありません。

「特別口座」に記録された株式を売却する際には、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の残高を振り替える必要があります。

(注意点) ①株券電子化実施前後の売却はできません。

②「特別口座」では、株式の売買はできません。

③複数銘柄を所有している場合、「特別口座」も銘柄ごとになります。

－ 1 : 「特別口座」に入っているかどうかは、どうやって確認するのですか？

発行会社または発行会社が委託している株主名簿管理人（信託銀行等）にお問い合わせください。

－ 2 : 「特別口座」のままで、配当金は支払われるのですか？また、株主総会の招集通知は送られてくるのですか？

現行と同様に配当金も支払われますし、株主総会の招集通知等も送られてきます。ただし、単元未満株式のみを所有する株主は、株主総会の招集通知は送られません。

－ 3 : 「特別口座」の開設に伴い、株主に何か通知がありますか？

「特別口座」が開設された後、発行会社から株主あてに通知書が送付される予定です。

－ 4 : 株主であることを証明するにはどうするのですか？

株主名簿管理人（信託銀行等）に開設された口座に残高の記録があることが、株主としての権利の証明になります。必要があれば、残高証明の交付を受けることができます。

－ 5 : 売却や譲渡はどうするのですか？

ご本人で証券会社に取引口座を開設し、「特別口座」にある株式の残高を証券会社の取引口座に振り替えてから、売却・譲渡することができます。

④担保株式について

(1) 銀行、信用金庫などから、株券を担保に融資を受けていますが、電子化後はどうなりますか？

電子化後も株式を担保にすることができます。

電子化後の制度のもとで株式担保取引を行う場合には、原則として、担保権設定者（＝株主、多くの場合は債務者と同一）と担保権者（＝債権者である銀行等）の双方が証券会社等に口座を開設し、担保権設定者の保有口から担保権者である銀行等の質権口等への口座振替によって設定することになります。

また、現在、株券を担保に取引を行っている場合には、移行時に、当該株券も無効となりますので、そのままでは担保取引も無効となってしまいます。

電子化後も、現在の担保取引の継続を希望する場合には、一定の移行手続きをとる必要があります。詳細は、取引先金融機関等へお問い合わせください。

(2) 銀行、信用金庫等以外の貸金業者や事業会社から、株券を担保に融資を受けていますが、電子化後はどうなりますか？

基本的には、④. (1) で述べた銀行等との株式担保取引と同様のことが当てはまります。

電子化後の制度のもとで株式担保取引を当該貸金業者や事業会社と行う場合は、④. (1) のとおり、担保権設定者（上記④. (1) と同じ）と担保権者（ここでは貸金業者や事業会社）の双方が開設した口座間の振替により担保設定を行うことになります。

また、現在、貸金業者や事業会社と株券を担保に取引を行っている場合で、電子化後もこの取引の継続を希望している場合には、同じく④. (1) で述べたように、移行のための一定の手続きが必要となります。

手続きは、取引先の貸金業者や事業会社等の協力なしでは進められませんので、詳細は、取引先の各社にお問い合わせください。

※ 担保株式について、詳しくは全国銀行協会のHPをご参照ください。

(<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2007/10/24153000.html>)

⑤非居住者について

(1) 海外居住中ですが、電子化の手続きが必要ですか？

株券の名義がご本人名義であれば、株主としての権利（P 5. ①-（1）（* 2）を参照）を失うことはありません。詳しくは、お取引の証券会社にお問い合わせください。

(参考)

日本国に帰国したときに国内の証券会社に取引口座を開設し、電子化実施時に開設される「特別口座」から振り替えて売却することができます。

(2) 電子化前に海外駐在の予定ですが、電子化の手続きは必要ですか？

証券会社に取引口座を開設し、株券を証券保管振替機構（ほふり）に預託してください。その上で代理人を立て、証券会社に代理人の届出を行うことで、代理人を通じた取引が可能となります。

(3) 電子化後（2009年1月以後）に帰国予定ですが、どのような対応が必要ですか？

株券の名義がご本人の名義であれば、株券電子化実施と同時に開設される「特別口座」により、株主の権利は保全されます。帰国後に証券会社に取引口座を開設し、信託銀行等の金融機関（株主名簿管理人が想定されています。）にある「特別口座」から振り替えることで株式を売却等することができます。

※詳しくは、証券会社へお問い合わせください。

⑥その他

(1) 失念株主の救済措置はありますか？

名義書換をしないまま株券電子化を迎えてしまった株主（失念株主）については、その権利を救済する措置が設けられています。それは、以下に掲げる場合において、発行会社が名義株主の特別口座から失念株主の特別口座に振替を行う措置のことをいいます。

- ① 名義株主と失念株主が共同して請求する場合。
- ② 失念株主が裁判所の判決等の省令で定められた書類を添付して請求する場合。
- ③ 利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合。

なお、省令については、失念株主が、株券電子化から1年以内に、株券（券面）と株券電子化前に取得したことを証明できる資料を提出して請求する場合等が予定されています。

(2) 配当金の受取方法が変わるのですか？

電子化後の配当金の受取方法について、「登録配当金受領口座方式」と「株式数比例配分方式」が新設されることとなります。

「登録配当金受領口座方式」は、証券保管振替機構（ほふり）に配当金の振込み先の金融機関口座を登録することにより、保有する銘柄の配当金を一括して受領することができます。

「株式数比例配分方式」は、口座の残高に応じて、投資家が口座を開設した証券会社等の金融機関を通じて、配当金を受領することができます。

なお、現在の郵便局の支払通知書や銀行振込みにより受領することもできます。

(参考)

配当金等通知書の株主の漢字氏名について、電子化後に標準的な漢字（常用漢字）に変更されることがあります。(例：高⇒高、邊⇒辺)

(3) 電子化後、株券は回収されるのですか？

お手元にある株券は、回収されません。

－ 1：電子化後も株券を記念に持っておきたいのですが？

それは構いません。使用済みの記念切手みたいなものをご理解下さい。

(4) 「証券保管振替機構（ほふり）」に預けている株券は、電子化後、返してもらえますか？

法律上、証券保管振替機構（ほふり）や証券会社等は、電子化後に株券を株主に返却することはできません。

これは、無効になった大量の株券が市中に出回ると無用の混乱が生じる危険性を未然に防止する必要性があるからです。

(5) 相対での取引は、電子化後もできますか？

投資家同士の相対取引であっても証券会社等の金融機関を通じて口座間の振替により行うこととなります。

証券会社について

(1) 取引口座を開設するための手数料がかかりますか？

かかりません。

(2) 株券を預けるとき、手数料がかかりますか？

取引口座に株券等の有価証券を保管等するための手数料（「口座管理料」と言います。）など、証券会社の各種手数料は自由化されており、証券会社によって異なりますので、各社のサービス内容を事前にご確認してください。

(3) 株券を預けるとき、必要な書類は何ですか？

本人確認法により、身分を証明する書類が必要になります。

証券会社によって一部異なりますので事前にご確認ください。

(4) 株券を証券会社に預けたら、営業員から勧誘されますか？

法令等により、証券会社は、お客様の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして、その投資家の投資方針に沿った勧誘・販売（営業）をすること（適合性の原則）としております。

また、お客様に対して、商品の仕組みやリスクについて十分な説明がなされないまま勧誘したり販売したりすることは禁止されております。

(5) お勧めの証券会社を教えてくださいませんか？

日本証券業協会では、特定の証券会社は紹介いたしておりません。

－ 1 : 近くの証券会社を教えてくださいませんか？

証券会社はこちらから検索することができます。

日本証券業協会HP 「わたしの街の証券会社」のアドレス

<http://www.jsda.or.jp/html/watamachi/index.html>

－ 2 : 近くに証券会社がありません。株券を預ける方法がありますか？

証券会社によっては、郵送による取引口座の開設や株券を預けることも可能です。証券会社にお問い合わせください。

(6) 株券を預けた証券会社が破綻したらどうなるのですか？

法律によりお客様の資産（株券等）と自社（証券会社）の資産とを分けて保管すること（「ぶんべつほかん分別保管」と言います）が義務付けられています。

また、証券会社は、法令に基づき、分別保管について定期的に監査法人等から外部監査を受け、日本証券業協会に報告を行うとともに、自主規制機関（日本証券業協会や証券取引所）による監査・考査や金融庁（証券取引等監視委員会）による検査等を受けています。

このように、証券会社が破綻した場合でも、お客様の資産は保護されるような措置が講じられています。

－ 1：証券会社が分別保管してなかったら、どうなるのですか？

取引の証券会社が破綻し、かつ分別保管義務を果たしていなかったことにより、預かった顧客資産について、顧客に損害を与えた場合、「日本投資者保護基金」から、一口座あたり1千万円を限度として補償されます。

(7) 複数の証券会社に分けて、株券を預けてもいいのですか？

一つの証券会社に対し、一つの取引口座を開設することができますので、複数の証券会社に分けて株券を預けることも可能です。

(8) 「特定口座」とは何ですか？

証券会社にご本人が開設する取引口座で、株式の売買をする投資家が簡単に確定申告・納税ができるようにするための税制上の口座です。

(9) 他の証券会社に株券を振り替えることはできますか？

他の証券会社に取引口座を開設し、現証券会社に振り替えの手続きをしてください。ただし、証券会社によっては、振替手数料がかかることがあります。

(10) 手元に保有する株券は、いつまで証券会社に預けることができますか？

法律上は、上場会社の株券が一斉に廃止される日（株券電子化実施日）の2週間前の日の前日までとなっています。

（注）株券電子化直前になれば、証券会社等の窓口は、混雑することが予想されますので、できるだけ早目に手続きをすることが肝要です。

「証券保管振替機構（ほふり）」について

(1) 証券保管振替機構（ほふり）とは何ですか？

株券等の有価証券の保管及び受渡しなどを効率的、合理的に行うことにより、有価証券の流通の円滑化を図ることを目的として、法律に基づき主務大臣（内閣総理大臣・法務大臣）の指定を受けて設立されたわが国で唯一の保管振替機関のことです。

(2) 「保管振替制度」とは何ですか？

この保管振替制度とは、株券等の有価証券を法律に基づいて設立された証券保管振替機構（ほふり）に集中管理し、有価証券の受渡しを券面そのものの授受に代えて、証券保管振替機構（ほふり）に設けられた口座間の振替により行う制度のことをいいます。また、有価証券の所有者は、有価証券を証券保管振替機構（ほふり）に預託したままで権利の行使をすることができます。

保管振替制度は、諸外国でも広く採用されており、証券取引所を有するほとんどの国が保管振替機関を有しています。

2007年（平成19年）9月末現在で、全国の全上場会社の発行済株式数の約8割が証券保管振替機構（ほふり）に預託されています。

なお、個人が株券を直接、証券保管振替機構（ほふり）に預けることはできません。株主は、証券会社を通じて預託することになります。

(3) 証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けると、手数料等がかかるのですか？

証券保管振替機構（ほふり）に株券を預ける場合には、まず、証券会社に口座を開設する必要がありますが、この場合、口座管理料（保護預り料）などの費用については証券会社が独自で設定していますので、お取引される証券会社にお問合わせください。

(4) 証券保管振替機構（ほふり）のシステムは大丈夫ですか？

証券保管振替機構（ほふり）では、システムの安定的な運用や高度なセキュリティを確保するため、様々な対応がなされています。

例えば、証券保管振替機構（ほふり）は通常の業務処理が行われているシステムに係る業務データは、ほぼリアルタイムにバックアップされており、システムダウンに対しても即時的な対応が可能とされています。また、関係機関との間では専用回線などを使用することにより、システムへの侵入は不可能となっています。

(5) 証券保管振替機構（ほふり）が破綻したらどうなるのですか？

証券保管振替機構（ほふり）が破綻した場合であっても、預託された株券は預託された株主の財産ですので、第三者から引き出されたり、差し押さえなどされることはありません。

なお、証券保管振替機構（ほふり）は、主務大臣の指定を受けたわが国で唯一の保管振替機関であり、決算期毎に業務及び財産に関する報告書を主務大臣に提出しなければならないなど、経営が破綻しないよう当局の厳しい監督が行われています。

また、海外の主要な国において、保管振替機関は、証券決済の重要なインフラとして存在しており、これまでに破綻してその機関が失われた事例はありません。

(6) 株券電子化後、証券保管振替機構（ほふり）はどうなるのですか？

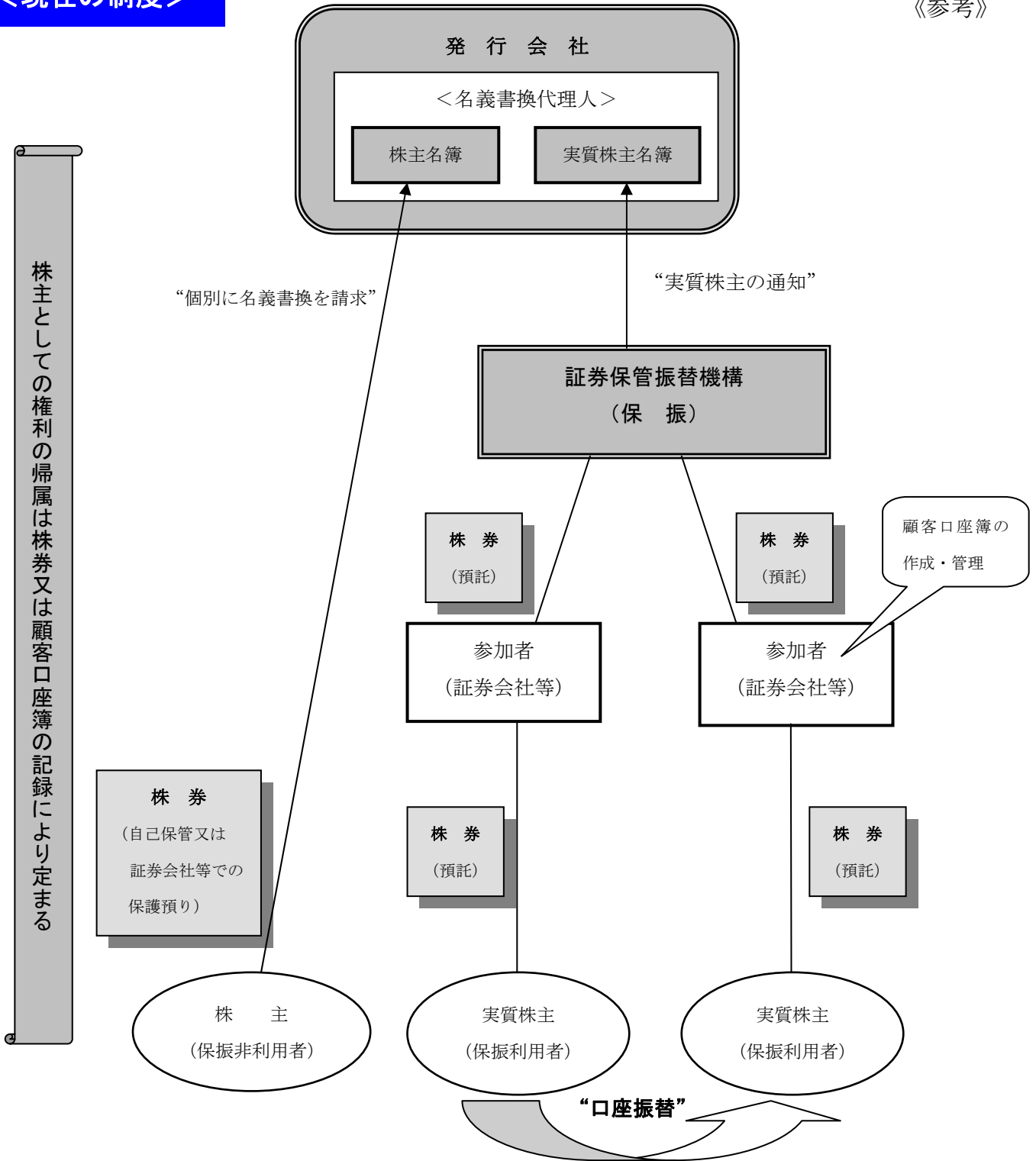
株券電子化後、証券保管振替機構（ほふり）は、振替機関として電子化された株式の振替等の管理を行うことになっています。

※詳しくは、証券保管振替機構（ほふり）のHPをご参照ください。

<http://www.jasdec.com/finance/index.html>

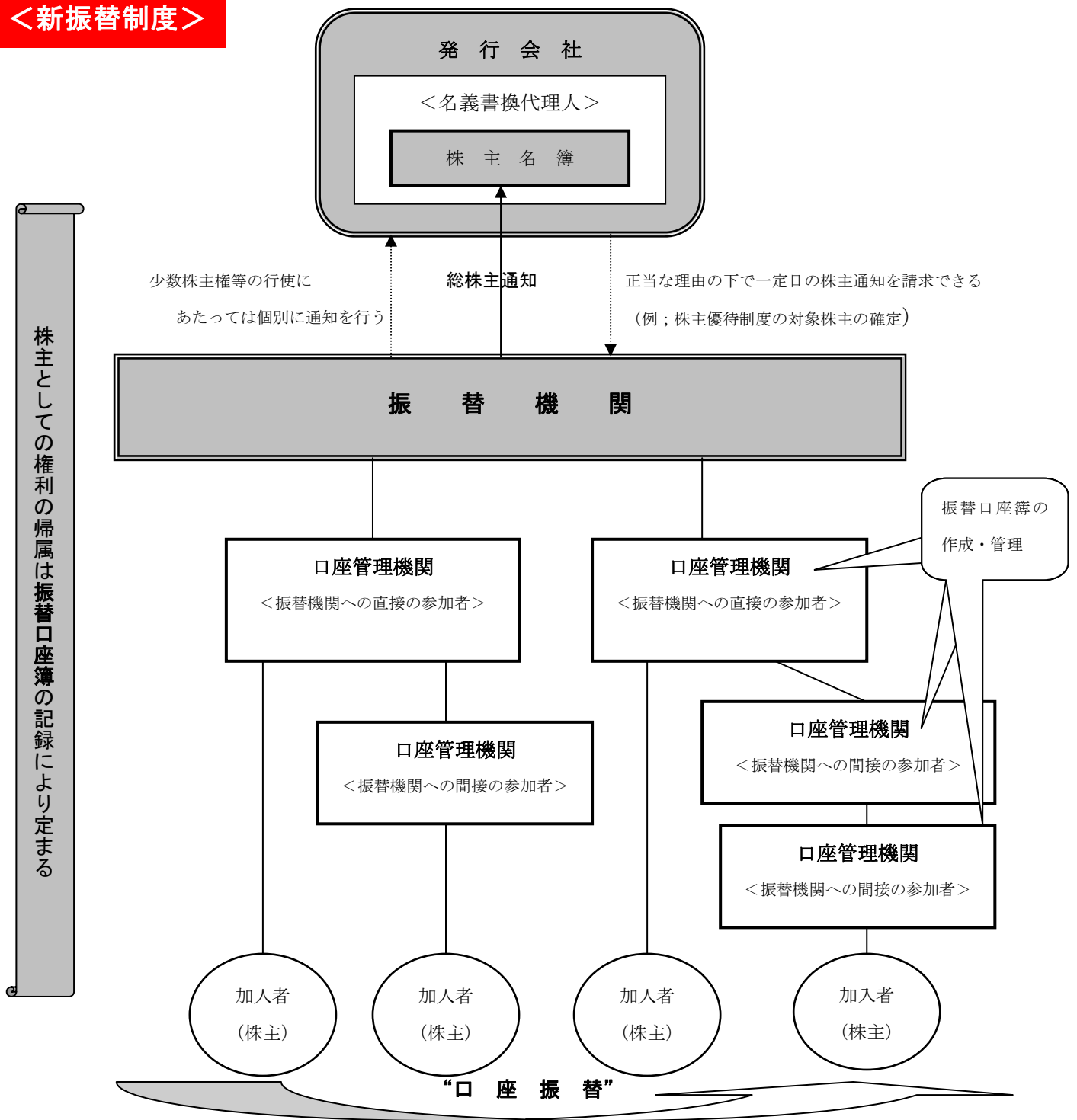
<現在の制度>

《参考》



- ◆ 自己保管等の株券は「株主名簿」にて、保振預託の株券は「実質株主名簿」にて、株主管理がされている。
- ◆ 保振利用にあたっては、株券を保振に預託し、券面を保振にて集中管理する。
(券面は保振名義となるものの、保振預託株主は『実質株主』として権利行使を行う。)
- ◆ 請求すれば同預託株券は、保振から交付される。
- ◆ 株式の譲渡は、保振利用者間では口座振替により行われるが、保振の非利用者との譲渡にあたっては現物券面が必要となる。

<新振替制度>



- ★ 株主管理は、「株主名簿」に一元化される。
- ★ 名義書換は、振替機関からの通知（振替口座簿の内容に基づく「総株主通知」）により行われる。（決算期末など一定時点にて発行会社に通知）
- ★ 株券電子化に伴い、現物券面の預託・交付は廃止される。
- ★ 株式の譲渡、新株発行など、全て口座振替、残高の増減により効力を生ずる。
- ★ 保振制度利用者は、特段の手続を要することなく、よりスムーズに新しい振替制度に移行することができる。
（注；保振預託率は年々上昇しており、平成19年3月末現在の預託率は81.4%となっている。）
- ★ 制度移行時点で保振に預託されていない株式（自己の名義にて又は名義書換を失念して、自ら券面保有している株式）は、発行会社が指定する口座管理機関において開設する**特別口座**にて管理される。なお、当該株式について通常の振替を行う場合には、所定の手続をとり、株主自身が開設した振替口座へ、一旦振り替える必要がある。